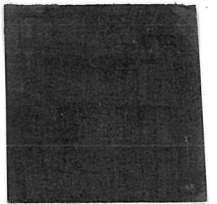




令和 6年 8月 9日

福井県知事 様

福井県福井市明里町2番40号
医療法人 堀の宮整形外科
理事長代理 達山 朗



決 算 届

令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの決算を
終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事業報告書
(自 令和 5年 1月 1日 至 令和 5年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 堀の宮整形外科
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県福井市明里町2番40号
(主たる事務所)

(従たる事務所)
- (3) 設立認可年月日 平成 12 年 12 月 22 日
- (4) 設立登記年月日 平成 12 年 12 月 28 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

| 種 類 | 施設の名称 | 施設の医療機関コード 又は介護事業所番号 | 開 設 場 所 | 許可病床数 |
|-----|---------|-------------------------|----------------|-------|
| 診療所 | 堀の宮整形外科 | 1810122356 | 福井県福井市明里町2番40号 | なし |

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| なし | | |

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
| なし | | |

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 2月23日 令和4年度決算の決定
令和 5年 2月23日 理事、監事報酬承認
令和 5年10月 6日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 堀の宮整形外科
 所在地 福井県福井市明里町2番40号

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

財 産 目 録
 (令和 5年 12月 31日現在)

| | |
|------------|------------|
| 1. 資 産 額 | 372,818 千円 |
| 2. 負 債 額 | 280,959 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 91,859 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|---------|
| A 流 動 資 産 | 264,427 |
| B 固 定 資 産 | 108,391 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 372,818 |
| D 負 債 合 計 | 280,959 |
| E 純 資 産 (C - D) | 91,859 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

| | |
|-----------------------------|---|
| 土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。 | |
| 土 地 | (<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |
| 建 物 | (<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |

様式 3 - 2

法人名 医療法人 堀の宮整形外科
 所在地 福井県福井市明里町2番40号

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 12月 31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|---------|---------------------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流 動 資 産 | 264,427 | I 流 動 負 債 | 112,186 |
| II 固 定 資 産 | 108,351 | II 固 定 負 債 | 168,773 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 108,351 | | |
| 2 無 形 固 定 資 産 | | 負 債 合 計 | 280,959 |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 40 | 純 資 産 の 部 | |
| | | 科 目 | 金 額 |
| | | I 出 資 金 | 10,000 |
| | | II 積 立 金 | 81,859 |
| | | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | |
| | | 純 資 産 合 計 | 91,859 |
| 資 産 合 計 | 372,818 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 372,818 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 堀の宮整形外科
 所在地 福井県福井市明里町2番40号

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

損 益 計 算 書
 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|--------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 43,503 |
| 2 事業費用 | 53,421 |
| 本来業務事業損失 | 9,918 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 0 |
| 2 事業費用 | 0 |
| 附帯業務事業利益 | 0 |
| 事業損失 | 9,918 |
| II 事業外収益 | 37,662 |
| III 事業外費用 | 14,258 |
| 経常利益 | 13,486 |
| IV 特別利益 | 2,223 |
| V 特別損失 | 255 |
| 税引前当期純利益 | 15,454 |
| 法人税等 | 812 |
| 当期純利益 | 14,642 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人 蠅の宮整形外科
所在地 福井県福井市明里町2番40号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額 (千円) | 事業の内容 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし | | | | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|----|----|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 堀の宮整形外科
理事長代理 達山 朗 殿

私は、医療法人堀の宮整形外科の令和5年度（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年2月20日

医療法人堀の宮整形
監事 達山 英子

